

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係

5 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの期間及び同年5月から平成14年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から61年3月まで  
② 昭和61年5月から平成14年12月まで

店を経営していた昭和59年1月から平成14年12月まで、客として来店していた市役所の職員に毎年1月にその年の国民年金保険料をまとめて支払っていたにもかかわらず、申立期間の納付記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年5月に夫婦連番で払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和59年1月から同年3月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は計227か月に及び、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じたとは考え難い上、国民年金保険料は国の会計年度を越えて前納することはできず、毎年1月にその年の国民年金保険料をまとめて納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は国民年金保険料を支払っていたとする市役所の職員が所属していた部署等は不明であると述べており、同職員を特定することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から61年3月まで

昭和61年5月ころに国民年金の加入手続を行ったところ、同年9月に申立期間の国民年金保険料に係る納付書が送付されてきた。両親から国民年金保険料をきちんと納めないと将来年金を受け取れないと言われ、農業協同組合（以下「農協」という。）の支所で現金により一括して納付したはずであるので、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料は国が直接収納する過年度保険料となるが、申立人が所持する当該保険料を納付するための納付書には領収印が押されていない。申立てに係る農協は、「当組合は、国庫歳入金（過年度保険料）は取り扱っておらず、市が取り扱えない過年度保険料を納付書も預からずに受け取ることはない。」と回答しており、農協から納付書は使用できないと言われたため、現金により納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 800

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から6年3月までの期間のうち、10か月程度の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月から6年3月までの期間のうち  
10か月程度

就職して初めて賞与が支給された平成6年6月ころ、国民年金保険料の納付書(10枚程度のつづり)が送付されてきたので、学生であった期間(平成3年11月から6年3月まで)のうち10か月程度の国民年金保険料をまとめて当時の町役場の庁舎内に設置されていた銀行(出張所)で納付したにもかかわらず、申立期間の納付記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年6月ころに居住していた町の庁舎内に設置されていた銀行(出張所)で国民年金保険料を納付したと主張するが、その時点では平成3年11月から6年3月までの一部(平成3年11月から4年4月まで)の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人が主張する平成6年6月ころに国民年金保険料が納付されたとした場合、その時点で、時効が到来していない申立人に係る国民年金保険料(過年度保険料)は4年5月から6年3月までの23か月分であり、かつ、この国が有する保険料債権は申立人が国民年金に6年4月に加入した際に発生したものであることを踏まえると、社会保険事務所(当時)が時効の到来していない国民年金保険料の一部についてのみ納付書を発行するとは考え難い。

さらに、申立人は、納付したとする国民年金保険料の納付期間や金額に

ついでに記憶は曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 801

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から59年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から59年4月まで

昭和57年3月から約2年間、A国に住んでいた。59年4月に帰国した後、母親に勧められ、A国に住んでいた期間の国民年金保険料を納付するため、区役所（出張所）へ行き、国民年金の加入手続を行うとともに申立期間の国民年金保険料を現金により一括して納付した記憶があるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

昭和61年改正前の国民年金制度においては、日本国内に住所を有しない者は、国民年金の被保険者資格を取得できないこととされており、申立期間当時（昭和57年3月から59年4月まで）、A国に居住し国内に住所を有していなかった申立人は、申立期間において、被保険者となることはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は同人が帰国した後の平成3年12月ころに払い出されていると推認でき、申立人は、このころに元年8月にさかのぼって被保険者資格を取得しており、この資格取得時点までに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 802

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から同年8月までの期間及び60年8月から61年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年2月から同年8月まで  
② 昭和60年8月から61年4月まで

申立期間について、それぞれ、勤務していた事業所を退職した際に区役所で国民年金の加入手続を行い、納付書が自宅に送付されてきたので、金額は定かではないが、現金により金融機関で国民年金保険料を納付したはずである。そもそも国民年金保険料が未納であれば督促されるはずであるが、督促を受けておらず、申立期間について未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年9月ころに国民年金の加入手続を行い、昭和57年2月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得しているものと推認できるが、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、それまで被保険者でなかった申立人に対して、申立期間の国民年金保険料に係る納付督促は行われなかったものと考えられる。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続や保険料の納付状況（納付金額、納付場所等）についての記憶が曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。